

[05_02]情報処理教育広報表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/6767958>

出版情報：情報処理教育広報. 5 (2), 1983-01. Educational Center For Information Processing,
Kyushu University

バージョン：

権利関係：



新しい調査依頼票について

計算機システムに障害が発生した時、情報処理教育センターではできるだけ速く確実に適切な処置をとりたいと考えております。そのための手順について広報V o l. 4, N o. 2でお願いしていましたが、障害等の内容が利用者から情報処理教育センターへ円滑に伝達されない場合や、あるいは障害回復後に情報処理教育センターから利用者へ連絡がうまくつかない場合などが一部見受けられました。そこで情報処理教育センターと利用者との間のこうした連絡を一層確実にするために、「障害発生記録」や「調査検討依頼メモ」に変わって「調査依頼票」（図1参照）を作成しましたので、これからは新しい「調査依頼票」利用していただくようにお願いします。また障害発生時の連絡だけでなく、質問、苦情、要望等なんでもこの「調査依頼票」に記入して情報処理教育センターへ提出していただいて結構です。それぞれの内容に対処した結果を「調査依頼票」の回答欄に記入して提出された利用者へ返却します（「調査依頼票」は5枚1組の感圧紙でできています）

障害発生時の処置について

I. 計算機システムのハードウェアに障害が発生したときの対処手順は次の通りです。

- (1) 障害を発見した利用者（授業担当教官、学生等）は備え付けのインターホンあるいは電話ですみやかに情報処理教育センター6階の受付に連絡して下さい。もし受付に連絡がとれないときは計算機室へ連絡を試みて下さい。それでも連絡がとれない時は情報処理教育センター5階の助手室（内線2652）へ連絡して下さい。
- (2) 特に授業中にTSS端末等のハードウェアに障害が発生した時は、授業担当教官は授業中にもかかわらず修理を行う必要があるか否か判断し、受付へ修理の緊急度を明確に伝達して下さい。
- (3) 障害の種類と程度が情報処理教育センターに確実に伝達されるように、障害の報告者は「調査依頼票」に記入し受付に提出して下さい。「調査依頼票」は講義室の教卓の上とオープン端末室に備え付けてあります。

II. 計算機システムのソフトウェアに障害が発生したときの対処手順は次の通りです。

- (1) OSなどの基本ソフトウェアに障害が発生したときは備え付けのインターホンあるいは電話ですみやかに情報処理教育センター6階の受付に連絡して下さい。
- (2) その他の障害を発見した利用者（授業担当教官、学生等）は受付に連絡して下さい。その後場合によっては備え付けの「調査依頼票」に障害の内容を記入し、さらに障害の内容を確認する為の資料を提出してもらうことがあります。
- (3) 提出された「調査依頼票」は必要に応じて計算機メーカーへ調査を依頼するために提出します。
- (4) 障害が改善されたときは「調査依頼票」の回答欄に処置等を記入した写しを提出者に返却し、必要なら電話で連絡します。

以上

